

平成 27 年度 第 1 回 麻績村総合教育会議 議事録

1. 日時 平成 27 年 11 月 30 日(月) 午後 1 時 30 分から午後 3 時 17 分

2. 場所 麻績村役場 会議室

3. 出席者

(構成員)	麻績村長	高野 忠房
	教育委員会	
	委員長	市川 祥介
	委員長職務代理者	塚原 明水
	委員	中條 勝夫
	委員	坂野 かほり
	教育長	飯森 力

(構成員以外の出席者)

柳原総務課長 、 事務局職員 2 名

(傍聴者) なし

4. 会議内容

(会議開会 午後 1 時 30 分)

1 開会

○飯森教育長

それでは、定刻となりましたので、第 1 回麻績村総合教育会議を始めさせていただきます。なお、首長部局で行うべきところではございますが、教育委員会で事務局を行いますので、よろしくお願いたします。私の方で、会議に入るまでの進行をさせていただきます、その後、村長の方に進行をしていただきます。それでは、村長よりごあいさつをいただきたいと思ひます。

2 あいさつ

○高野村長

本日は、何かとお忙しい中お集まりいただきまして、ありがとうございます。第 1 回目の麻績村総合教育会議でございます。皆様方ご承知のことだと思ひますが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正がございまして、これからの教育委員会のあり方について内容が変わるといふことで、このような会議を開く訳となりました。

総合教育会議については後ほど細かな説明があると思ひますが、麻績村では村長と教育委員会の円滑な意思疎通を図るために会議を持つ訳でございます。教育を取り巻

く環境についての課題、また将来の方向性についてなどを進めていく上で教育委員会と行政は一体となって進めていかなければならない訳で総合教育会議はそういったことを担っていくのではないかと理解しています。

教育委員の皆様方にも、教育とそれに伴う財源といったことにも意を配していただくことになっていくと思います。そして、さらにより良い教育を求めていただくことになっていくと思っている訳でございます。

行政と言いますと、道路を作る、あるいは福祉関係、介護、医療などが行政の仕事と思っている方もいらっしゃると思いますが、そういった事業と同等以上に大事なものが教育だと思っております。教育というのは、人を作っていくということでございますし、将来の世界を担っていく子どもたちを育てていくということは、非常に大事なことと思っています。麻績村では、若い人たちを少しでも定住させていく若者定住促進住宅という施策を行っておりますが、若者定住の施策の中にも「子育て」や「教育」というものが地域に無ければ、人は住まない訳でございます。これからの麻績村としては、教育をしっかりと整備していくことが大事だと思っております。

麻績村におきましては、教育委員会と行政は良い関係でありましたし、これからも以前と同じようにと思っておりますので、委員の皆様には、ぜひ幅広い面でご指導いただければありがたいと思っている訳でございます。

本日は、運営や要綱の設置そして教育大綱等についてのご協議をしていただくことになるかと思いますが、よろしく願いいたします。

○飯森教育長

それでは、続きまして教育委員長、ごあいさつをお願いいたします。

○市川委員長

それでは、教育委員会を代表して一言ごあいさつをさせていただきます。今回は、第1回目の総合教育会議である訳でございますが、歴史的な会議であり、重要な会議であると感じております。

麻績村においては、今までの関係をそのまま制度化したに過ぎないように感じております。麻績村においては、村長からのお話にあったように若者定住政策などの麻績村の将来を考えた行政を行っていただいております。その他にも、「森の学園構想」を基とした子どもたちの自然体験、あるいはインクルーシブ教育等につきましても、村長が決断され、教育委員会の思いと一致して教育行政が進んでいると感じております。

この会が発足することによって、さらに村長のお考えをより深くお聞きすることができ、村の教育が一層豊かに進歩することに喜びを感じつつ、第1回の開会のあいさつに代えさせていただきます。以上でございます。

○飯森教育長

それでは、これより会議に入りたいと思います。本日の会議につきましては、公開となります。また、首長部局の職員として総務課長にも出席をしていただいておりますので、よろしく願いいたします。それでは、会議の進行を村長にお渡しいたします。

3 麻績村総合教育会議の運営について

○高野村長

それでは、私の方で進行をさせていただきます。麻績村につきましては、まだ新しい教育委員会制度には移っておらず、今の教育長の任期までは現状の形でいくということでございます。本来は、大きな市や町では首長部局で事務局を担当する訳ですが、教育については教育委員会が基本になるということで、教育委員会の事務局が首長部局の事務局を兼ねるということになりましたので、ご理解ご協力をお願いいたします。

それでは、3番「麻績村総合教育会議の運営について」ということで資料に沿って説明をさせていただきます。事務局より説明をお願いします。

○森山教育次長

それでは、会議資料No.1、No.2についてになります。レジュメにつきましては1ページ、パンフレットがNo.2となっております。併せてご覧になっていただければと思います。会議資料No.1になりますが、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の一部改正により、教育委員会制度が変わりましたということで、すでに皆様ご承知の事と思いますが、再確認をさせていただきたいと思いますので、お願いいたします。

それでは、パンフレットの方で説明させていただきます。

これまでの教育委員会の課題としまして、

- 教育委員長と教育長のどちらかが責任者かわかりにくい。
- 教育委員会の審議が形骸化している。
- いじめ等の問題に対して必ずしも迅速に対応できていない。
- 地域住民の民意が十分に反映されていない。
- 地方教育行政に問題がある場合に、国が最終的に責任を果たせるようにする必要がある。

という様々な課題に対応するため、今回の改正がされています。

教育委員会の改革ということで、

- 教育行政における責任体制の明確化。
- 教育委員会の審議の活性化。
- 迅速な危機管理体制の構築。
- 地域の民意を代表する首長との連携の強化。
- いじめによる自殺等が起きた後においても、再発防止のために国が教育委員会に指示できることを明確化。

というようなものが改革の主な内容となっております。

改革の4つのPOINTにつきましては、下のとおりでございます。

POINT①教育委員長と教育長を一本化した新「教育長」の設置

今までは、首長が議会の同意を得て、教育委員会の委員の任命をしております。その中で、教育委員長、教育長を決定していただいた訳でございますが、新たな制度につきましては、首長が直接教育長を任命します。教育委員につきましては、今までど

おりとなる訳でございますが、新教育長につきましては、教育委員会の会務を総理し、教育委員会の代表(会議の主事者、具体的な事務執行の責任者、事務局の指揮監督者)であるということになります。今までの教育長の任期は4年でしたが、新しい制度の中では3年という任期に変更になります。首長が教育長を任命することで、今までの教育長、教育委員長二人で不透明だった部分を教育長の一本化により責任者を明確にするといった面を改革するという目的でございます。また、緊急時にも常勤の教育長が教育委員会会議の招集のタイミングを判断することもできるということでございます。

POINT②教育長へのチェック機能の強化と会議の透明化

教育委員によるチェック機能の強化のため、教育委員の定数1/3以上からの会議の招集の請求ができるようになります。それから、教育長が委任された事務の管理・執行状況を報告する義務についての規程が設けられます。会議の透明化のため、原則として、会議の議事録を作成・公表がなされるようになります。このようなことが教育委員会の審議の活性化ということで改革が行われております。

POINT③すべての地方公共団体に「総合教育会議」を設置

この会議につきましては、首長が招集。会議は原則公開ということでございます。また、必要に応じて意見聴取者の出席を要請することが可能となっております。協議の主な内容につきましては、教育行政の大綱の策定。それから、教育の条件整備など重点的に講ずべき施策についての協議。児童・生徒等の生命・身体の保護等緊急の場合に講ずべき措置。これからの事に対して、会議に招集され、協議・調整が行われるということになります。目的としましては、首長が教育行政に果たす責任や役割が明確になるとともに、首長が公の場で教育政策について議論することが可能になります。そして、首長と教育委員会が協議・調整することにより、両者が教育政策の方向性を共有し、一致して執行にあたるということが可能になるという目的において実施されるものとなっております。

POINT④教育に関する「大綱」を首長が策定

大綱につきましては、教育の目標や施策の根本的な方針。教育基本法第17条に規定する基本的な方針を参酌して定めることとなっております。総合教育会議においては、首長と教育委員会が協議・調整を尽くし、首長が策定することとなっております。首長と教育委員会は、策定した大綱の下に、それぞれの所管する事務について執行していくということでございます。これらの事によりまして、地方公共団体としての教育政策に関する方向性が明確化するというところでございます。

レジュメの1ページに戻ります。

「総合教育会議とは」になりますが、今お話しさせていただいた内容でございますけれども、村長と教育委員会が、相互の連携を図り、麻績村の教育の課題やあるべき姿を共有し、両者が一致して教育行政を推進するための協議・調整を行う場として設置するものであります。

総合教育会議の構成員としましては、村長と教育委員ということでございますが、新しい制度におきましては、村長、教育長、教育長は委員ではなくなりますので教育長、それから教育委員という構成になります。また、教育長の職務代理者につきましては、教育委員の中から あらかじめ任命することとなっておりますので、よろしくお願いいたします。

総合教育会議の招集につきましては、村長が招集いたします。

総合教育会議の位置付けにつきましては、「村長」と「教育委員会」という対等な執行機関同士が意見交換を行い、両者が教育政策の方向性を共有する場となります。

レジュメの 2 ページにまいります。

協議・調整を行う内容の例ということで挙げさせていただいております。

①教育行政の大綱の策定ですが、これにつきましては大綱の策定・改正につきましても協議・調整を行う必要がございます。

②教育の条件整備など重点的に講ずべき施策ということで、学校等の施設整備、教職員の定数等の教育条件整備に関する施策など、予算の編成、執行権限や条例の提案権を有する村長と教育委員会が調整することが必要な事項など。それから、村長と教育委員会の事務との連携が必要な事項などの調整・協議を行います。

③児童・生徒の生命・身体の保護等緊急の場合に講ずべき措置。いじめ問題により児童、生徒の自殺が発生した場合などが想定されますけれども、このような場合に協議・調整を行うものでございます。なお、協議・調整をすべきではない例ということで記載させていただいておりますが、政治的中立性の確保という観点から教科書採択、個別の教職員人事等につきましては協議すべきでないとなっておりますので、お含みいただければと思います。

本日、ご協議いただきますが、「教育に関する大綱の策定」ということでございます。大綱とはどのようなものかということでございますが、地方公共団体の長が、国の教育振興基本計画の基本的な方針を参酌して、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策を定めるものであります。策定者としては、村長が策定いたします。対象期間につきましては、4 年から 5 年程度としております。これにつきましては、国の想定でございますけれども、村長の任期が 4 年、新しい教育長の任期が 3 年という任期の観点から、概ね 4 年から 5 年程度となっておりますので、よろしくお願いいたします。それから、大綱への記載事項ですけれども、地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策について、その目標や施策の根本となる方針を定めるものである。詳細な施策について策定することを求めるものでないということでございますので、よろしくお願いいたします。それから、教育総合計画を定めている場合ということで、記載をさせていただいておりますけれども、地方公共団体において、教育基本法第 17 条第 2 項に規定する教育振興基本計画その他の計画を定めている場合において、その目標や施策の根本となる方針の部分が大綱に位置付けられると総合教育会議が判断した場合は、別途、大綱を策定する必要はないということとなっております。

3、4 ページにつきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律につきましてもの抜粋でございます。総合教育会議につきましては、第 1 条の 4。大綱の策定等につきましては、第 1 条の 3 を記載してございますので、後ほど ご覧いただければと

思います。総合教育会議の運営につきましては、以上でございます。

○高野村長

今の説明につきまして、ご質問等ございましたら お願いいたします。

(なし)

また、質問等ございましたら 関連する部分もあるかと思しますので、次に移らせていただきます。

4 麻績村総合教育会議設置要綱（案）について

○高野村長

それでは、麻績村総合教育会議設置要綱（案）について、事務局から説明をお願いいたします。

○森山教育次長

それでは、レジュメの 5 ページになります。資料 No.3 麻績村総合教育会議設置要綱（案）についてでございます。この度、第 1 回目の総合教育会議を開くにあたりまして、総合教育会議の設置要綱を制定するというものでございます。（案）というものでございますので、皆様にご協議いただいてご了承いただければ、平成 27 年 11 月 30 日付で施行したいと思しますので、よろしくお願いいたします。（案）につきまして、説明をさせていただきます。

麻績村総合教育会議設置要綱（案）でございます。

(設置)

第 1 条 村長と教育委員会が、円滑に意思疎通を図り、当村教育の課題及び目指す姿を共有しながら、同じ方向性のもと、連携して効果的に教育行政を推進していくため、麻績村総合教育会議（以下「会議」という。）を設置する。

(構成員)

第 2 条 会議は、村長及び教育委員会をもって構成する。

(会議)

第 3 条 会議は、村長が招集する。

2 教育委員会は、その権限に属する事務について協議する必要があると思料するときは、村長に対し、協議すべき具体的な事項を示して、会議の招集を求めることができる。

3 会議において構成員の事務の調整が行われた事項については、当該構成員は、その調整結果を尊重しなければならない。

(意見聴取)

第4条 会議は、協議を行うに当たって必要があると認めるときは、関係者又は学識経験を有する者の出席を求めるなど、当該協議すべき事項に関して意見を聴くことができる。

(会議の公開)

第5条 会議は、公開するものとする。ただし、個人の秘密を保つため必要があると認めるとき、又は会議の公正が著しく害されるおそれがあると認めるときその他公益上必要があると認めるときは、この限りではない。

(議事録)

第6条 村長は、会議の終了後、遅滞なく、その議事録を作成し、これを公表するものとする。

(事務局)

第7条 会議の事務局を麻績村教育委員会に置く。

(補足)

第8条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営等に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年11月 日から施行する。

というものでございます。ご審議の程お願いいたします。

○高野村長

ただいま、説明をいただいた訳でございますが、麻績村としましては新しい教育委員会制度にはなっておりませんが、会議の要綱につきましては、事務局の方で今度新しい体制になっても継続のできる要綱ということで作っていただいたということでございます。ご質問等ございましたらお願いいたします。

○市川委員長

先程、村長からお話があった「事務局は教育委員会事務局が兼ねます」ということですが、国の案では村長が招集するということですので、首長部局に事務局を置くということですが、麻績村では教育委員会が事務局を行っていくのでしょうか。それとも、村長が招集するということですので、首長部局に移していくのでしょうか。

○高野村長

検討してみたのですが、教育委員会以外の部署で事務局を行っても、教育について分かっている教育委員会の職員に兼務してもらわなければいけない部分が考えられま

すので、当面教育委員会に事務局を置いた方がすっきりしてやりやすいのではないかと考えております。支障があった場合は考えるということで、当面は教育委員会にお願いしたいと考えております。

○市川委員長

ありがとうございます。私からは以上です。

○高野村長

皆様の方で、この（案）について異論がなければ、今日付けで施行させていただくということになります。ここまでについて、ご質問ございますか。

(なし)

よろしいでしょうか。それでは、次に進ませていただきます。

5 麻績村教育大綱（案）について

○高野村長

麻績村教育大綱（案）についてということでございます。麻績村につきましては、麻績村の振興計画というものがございます。これが平成 25 年の 4 月から平成 30 年の 3 月までの 5 年間の基本計画期間ということで現在動いております。この振興計画自体は 10 年間の計画でございますが、前期後期と分かれております。地方創生に関わる計画につきましても、振興計画を基本としております。振興計画の中には、教育に対する考え方もある訳でありまして、そういったものと整合性をとった教育大綱ということでお示しさせていただきますので、よろしくお願いたします。それでは、事務局から説明をお願いいたします。

○森山教育次長

よろしくお願いたします。資料 No.4 の 6、7、8、9 ページになります。また、今、村長から説明がありましたが、抜粋ですが資料 No.5 の第 6 次麻績村振興計画をお渡しさせていただいてございます。参考資料としてダイジェスト版第 6 次振興計画につきましてもお渡しさせていただいておりますので、よろしくお願いたします。私の方で麻績村教育大綱（案）ということでお示しをさせていただきます。こちらを叩き台にさせていただきまして、大綱を策定していく形になるかと思っておりますので、よろしくお願いたします。それでは、説明させていただきます。

レジュメの 6 ページになります。「麻績村教育大綱（案）」でございます。そちらに「～ 学び 育み 生涯を豊かに生きる ～」というテーマの中で大綱（案）とさせていただいてございます。このテーマにつきましては、別紙資料 No.5 の第 6 次麻績村振興計画の 9 ページの第 4 章 計画の概要の中にあるテーマを引用させていただきました。それでは、レジュメの 7 ページから説明させていただきます。

I 大綱策定の趣旨

これにつきましても、「第6次麻績村振興計画」を基本に（案）として示させていた
だいてございます。麻績村では、平成25年3月に「第6次麻績村振興計画」（基本構
想 平成25年度～34年度、基本計画 平成25年度～29年度）を策定しました。平
成27年度4月1日の「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する
法律」の施行に伴い、麻績村総合教育会議において協議・調整を行い、「第6次麻績村
振興計画」を基に、「麻績村教育大綱」（以下「大綱」という。）を策定しました。

II 大綱の期間

この大綱の対象となる期間は、第6次麻績村振興計画との整合性を図るため、平成
27年度から同計画の前期基本計画の終期となる平成29年度までの3箇年とします。

この3年は、当面は3年間ということで後期振興計画が策定した段階で調整してい
くということであれば、5年間の計画を立てることができますので、平成30年から
35年までと5年間程度で想定しておりますので、よろしくお願いいたします。

III 大綱の見直し

教育を取り巻く環境の変化などを踏まえ、第6次麻績村振興計画との整合を図りな
がら、適宜、見直しを行います。

IV 大綱の基本目標 「 学び 育み 生涯を豊かに生きる 」

子どもたちが心豊かに育ち、家庭、学校、地域がひとつになって、子どもを育てる
ためのよりよい環境づくりに努めます。また、住民誰もが自己目標の実現ができるよ
う、学習環境の整備を行い、一人ひとりが生涯輝くことのできる教育を推進します。

V 大綱の基本方針

大綱の基本計画」につきましては、第6次麻績村振興計画の抜粋の9ページを基に
記載させていただいております。

《子育て支援》

- 郷土を愛し「ふるさと麻績村」への誇りを胸に、広い視野で自己実現を目指す、
そんな心豊かでたくましい子どもたちの育成に努めます。
- 子育てに対する不安や悩みの軽減に向けた相談体制の確立を図ります。
- 育児に対する支援金など、子育て家庭への経済的な支援の一層の充実を図りま
す。

《学校教育》

- 子どもたちが明るく伸び伸びと学習できる教育環境の充実と、一人ひとりの個
性を尊重し、生きる力や自立する力を自然に育む教育環境の向上を図ります。
- 教育的支援を必要とする子どもたちへの取組として、インクルーシブ教育の推
進なども踏まえ、個々のニーズに応じた支援体制の充実に努めます。

《生涯学習》

- 全ての住民が、生涯にわたり自発的・自主的に心の豊かさを求めて学び続ける
ような環境を整えます。

- 「麻績村地域交流センター」や「おみ図書館」などの基幹施設を中心に、多様化するニーズに対応する、より豊富なメニューや情報の提供に努めます。

《生涯スポーツ》

- 生活環境の変化による運動不足や生活習慣病などが広がる中、すべての人が生涯にわたり健康でスポーツを楽しむ環境整備に努めます。
- 夢や感動・勇気を与える競技スポーツの普及のために、裾野を広げるような支援を行うとともに指導者の育成確保に努めます。

《青少年健全育成・キャリア教育》

- 青少年をとりまく環境が大きく変化する中、家庭とともに地域や各機関と連携して村ぐるみで青少年の健全育成活動を推進します。
- 産業構造や就業環境が変化する中、早期から職業意識や就業意欲の醸成を図れるようなキャリア教育の推進に努めます。

《文化財・地域文化》

- 専門機関と協力して、数多く存在する古墳や史跡、仏像などの文化遺産や伝統的な地域文化、行事などを適切に保存・維持管理をするとともに、次代を担う人材育成に努めます。
 - 魅力的な地域資源・素材を関係機関と連携して情報を発信します。
- 以上が麻績村教育大綱（案）でございます。よろしくお願いいたします。

○高野村長

只今、説明を申し上げましたが、第6次麻績村振興計画につきましても、村民からアンケートを取ったりなど、時間を掛けて作ってきたものでございます。今回は、その中から関連する部分を使わせていただいております。それでは、大綱につきましてご意見をお聞かせいただければと思います。

○中條委員

先程、大綱の期間につきましてご説明がありましたが、麻績村振興計画の前期基本計画が終わった時点で、委員を集めて検討する機会はあるのでしょうか。

○高野村長

振興計画の考え方について説明をさせていただきます。

○柳原総務課長

麻績村振興計画につきましては、5年間の基本計画があるのですが、それを細かくしていきますと、3箇年の実施計画というものがございます。大綱にありますように3箇年ということで、実施計画と合わせた形でできればということでございます。後期につきましては、前期を踏まえた中で見直しを進めていくということになりますので、内容が変わっていけば大綱も変わっていくということになると思います。

○中條委員

前期後期を含めて、大綱と麻績村振興計画は整合性を取りつつ、見直しがあった場

合には大綱についても見直しをしなければならないということですね。

○柳原総務課長

そういうことになります。

○高野村長

第6次麻績村振興計画でございますが、平成25年から34年までの10年間となります。計画の中には、具体的な数字はございません。また、5年先では変わるのではないか、ということで前期、後期で分かれています。この中でも3年の計画というのは、主な事業に幾ら位使えるかといったねらいを持った計画となっております。その計画も、3年先のことは明確には分からないということで、毎年3年後のことについて、見直しをしているということでございます。それに付随する計画 今回の大綱にも響いてくるわけでありまして、また、麻績村は過疎地域指定を受けておりますので、過疎計画とも連携している訳でございます。その他の計画の基にもなっております、当然、今回の教育大綱にも連動している訳でございます。

その他にご意見ございますか。

○市川委員長

私も、これで賛成でございます。細かいところについて、事務局で検討していただければと思いますが、7ページの「整合性を図る」と「整合を図りながら」という点について、言葉の使い方について大した違いがないので、どちらかで統一していただければと思います。もう一点は、基本方針の《生涯学習》の中で麻績村振興計画の9ページに載せてある「また、生活に豊かな潤いをもたらす、芸術・文化活動にふれる機会の提供に努めます。」という文章が大綱の方ではなくなっていますが、何か意図があるのでしょうか。

○森山教育次長

私の方で、大綱（案）を作成する段階で見落としとしていた部分でありますので、入れさせていただきますのであります。

○飯森教育長

私も悩んだ部分ではあります、第6次麻績村振興計画をそのままにするのか、大綱としましては、その中で拾えれば良いのではないかという解釈でいまして、全てとなりますと《学校教育》については、2項目では厳しくなります。

○高野村長

これにつきましては、検討したいと思います。《生涯学習》の文章につきましては性格が違いますので、付け加えても良いと思います。他にございますか。

○塚原委員

8ページの一番上の「育児に対する支援金など、子育て家庭への経済的な支援の一

層の充実を図ります。」という文ですが、支援金と経済的な支援というところが重複しているように感じますので、「育児に対する相談、子育て家庭への経済的な支援」というようにすればどうかと思います。

○高野村長

「育児に対する支援金など、」は削除した方が良いですね。

○市川委員長

そうですね。

○高野村長

事務局として、大綱についてはこの場で決定するのか。それとも、お持ち帰りいただいて、意見があればお寄せいただく方のどちらがいいですか。

○森山教育次長

私の方で調整させていただいて、次回に決定していただいても結構かと思います。

○高野村長

それでは、お持ち帰りいただいて、気が付く点がございましたら、次回の教育委員会でこの会議の続きをさせていただいて、纏めさせていただければと思いますので、よろしく願いいたします。それでは、次に移らせていただきます。

6 今後の会議の進め方について

○高野村長

それでは、今後の会議の進め方について、事務局から説明をお願いいたします。

○森山教育次長

説明させていただきます。レジュメの9ページからでございます。

会議の出席者につきまして、構成員につきましては、「村長と教育委員会とする」ということでご承知いただいておりますが、首長部局からも総務課関係職員また教育委員会事務局からも関係者職員を同席させていただきたいということでございます。

会議の回数につきましては、それぞれの地方団体で必要に応じて開催するというところでございます。概ね2回程度でどうかと考えております。また、緊急の場合、会議の招集の求めがあった場合には、適宜開催するというところでございますので、ご承知おきください。

事務局につきましては、教育委員会事務局となりますので、お願いいたします。

その他、会議の運営に関し必要な事項については、その都度会議で定めていただければと思います。以上になります。

○高野村長

毎年度 2 回程度でいいのかというご意見もあろうかと思いますが、必要に応じてさらに開催することもあるかと思しますので、お願いいたします。何かご意見等ございますでしょうか。

(なし)

よろしいでしょうか。それでは、次に移らせていただきます。

7 平成 26 年度教育関係決算状況について

○高野村長

平成 26 年度、昨年度であります。教育関係の予算がどの程度執行されたのかをご説明申し上げまして、ご理解いただければと思しますので、お願いいたします。それでは、説明をお願いいたします。

○森山教育次長

それでは、レジュメの 10 ページからでございます。平成 26 年度の教育関係決算状況についてということでございます。今回、お示しさせていただきましたのは、議会に提出させていただきました 決算の効果調書をコピーしたものでございます。また、今回お示しさせていただいた資料は歳出についてのみでございます。ご承知いただければと思えます。それでは、私の方から説明させていただきます。

平成 26 年度教育関係決算状況についてということでございます。保育園の運営関係費につきましても教育委員会で担当してございますが、麻績村の一般会計の予算の中では、教育費ではなく 民生費で予算が盛られております。款 民生費の項目で児童福祉総務費についてバツがしてありますが、これにつきましては住民課の事業でございます。教育費につきましては、その下の保育園運営費からになりますので、よろしくをお願いいたします。

臨時職員賃金 嘱託の職員につきまして 2 名。そして、臨時職員賃金(保育士・調理員)の賃金で概ね一千万円の支出となっております。電気料、上下水道料、灯油代、ガス代につきましては、光熱水費でございます。数字につきましては、後ほど詳細をご覧いただければと思えます。給食用の材料について 3,600,000 円程の支出。保育材料で 567,000 円程。手数料・保険料・ピアノ調律で 145,000 円程の支出となります。バスの通園以外の家庭について 2 キロメートル以上の通園児につきまして、補助をしております、239,550 円の支出をしてございます。

続きまして、教育費の関係でございます。

教育総務費につきまして事業決算額 28,651,034 円でございます。

教育委員会費でございます。学校給食地産地消の補助金 82,960 円でございます。麻績村のはぜかけ米を子どもたちに食べていただくようにということで、学校給食会から仕入れる値段の差額分の補助をさせていただいてございます。11 ページに参ります。私立高校に通われている生徒のための補助金ということで 10 名分 200,000 円の支出

となっております。

事務局費の関係でございます。子育て支援コーディネーターの賃金ということで百万円程度ということでございます。

続きまして、小学校費でございます。事業決算額 51,511,789 円でございます。

学校管理費につきましては、臨時職員賃金(嘱託支援指導講師、特別支援指導員、図書館司書)、臨時職員賃金(調理員及び代替調理員分)で 1,370,000 円程でございます。電気料、灯油代、ガス代、上下水道料は学校における光熱水費の金額になります。各種児童・職員の検診等につきましてはご覧のとおりでございます。また、維持管理の委託料について記載させていただきます。12 ページに参ります。

教育振興費でございます。デジタル教科書でございますが、平成 27 年度に新しい教科書が採択されまして、今年度からデジタル教科書を使用した授業を行っているということで、739,368 円の支出をしてございます。その他、修学旅行、臨海学習の児童への補助また防犯ブザーの補助をしております。

学校整備費の関係で平成 26 年度大きかったものでございますが、パソコン教室の機器の更新をさせていただきまして、12,285,000 円の支出をさせていただいております。

中学校費の関係でございますが、これにつきましては学校組合への分担金でございます。麻績村の分担金また、地方交付税として麻績村に交付税が入って参ります。

社会教育費関係でございます。事業決算額 50,657,336 円の支出をしてございます。

社会教育総務費の関係の中では、公民館長への報酬。電気、ガス、水道などの光熱水費の支出。それから、施設の保守等について委託料の支出をしてございます。また、地区の公民館改修事業の補助金ということで矢倉、中芝、本町に支出をしてございます。

公民館費につきましては、各種講座や図書館、また地区育成会、分館への補助金などの支出をしてございます。13 ページに参ります。

文化財関係につきましては、神明宮、福満寺につきまして修復事業を実施しております。国、県から補助金がございまして、村からも補助をしているということでございます。

放課後子どもプラン推進費でございます。14 ページでございますが、おみっこ元気くらぶ、放課後児童クラブの賃金についての支出。放課後児童クラブが平成 26 年度から学舎の方に移りましたので、その関係の費用を支出してございます。

終わりになりますが、保健体育費につきましては、事業決算額 7,751,554 円でございます。

保健体育総務費につきましては、体育協会補助金が 1,470,000 円。体育施設費につきましては、電気料や委託料などの支出となっております。

内容につきましては、以上でございますが、教育関係の歳出は全体の麻績村の一般会計の中の概ね 7 パーセント程度となっております。例年、概ね 7 パーセント程度の歳出となっております。よろしくお願いたします。

○高野村長

今、平成 26 年度の支出について申し上げましたが、事業の内容及び効果の欄の合

計を足しても事業決算額にはなりません。主なものについて、載せてあるということでございますので、よろしく願いいたします。また、先生の給料などにつきましては、国や県から出ている部分もございます。内容につきまして、ご不明な点がございましたら、ご質問等お願いいたします。

○中條委員

参考までに教えていただければと思いますが、中学校費の中の分担金ですが、筑北村の分担金はいくらになりますか。

○森山教育次長

基本的な考え方としまして、麻績村が 65 パーセント、筑北村が 35 パーセントという負担金割合になっております。全てがそういう訳ではございませんが、基本的には、この考えになっております。交付税につきましては、地方交付税として麻績村に入ってきますので、特別負担金は麻績村のみでございます。

○高野村長

坂野委員さんは、何かご不明な点はございますか。

○坂野委員

小学校費のパソコン教室等機器更新については、全てのパソコンを更新したのでしょうか。

○森山教育次長

パソコン教室のパソコンについてと各教室のプロジェクターにつきましても整備してございます。

○高野村長

まだまだ、小中学校について整備しなければいけないことが色々ある訳でございます。教育関係の基金の積み立てをしている訳ですが、学校のみを使う訳にはいきません。社会教育の関係、文化財の関係とございますし、その他にも必要となってくるので、3年計画あるいは5年計画あるいはその先を見て考えていかなければいけないということでございます。教育費は、総額では7パーセントと大きな金額を取っていますが、学校教育だけではないということでございます。

○塚原委員

分館の統合なども人口の縮小を考えれば 考えていかなければいけませんね。公民館長の立場としましては、分館の数を減らすことも考えなければ 若い年齢で分館長をやらなければいけない構造になり得ますので、一番の課題だと考えております。

○高野村長

その他にございますでしょうか。それでは、予算については説明を受けたというこ

とでよろしいでしょうか。平成 26 年度につきましては、このような状況でお金が使われているということでご理解いただければと思います。それでは、次に移ります。

8 意見交換

○高野村長

全体をとおして、意見交換ということでございますので、本日の会議について以外でも何でも結構でございますので、ご意見いただければと思います。

○塚原委員

子育て支援センターや児童館のようなものは作っていくのか どうかということが見えていけませんので、それについての構想を教えてくださいたいというのが一点です。

二点目ですが、子育て支援連携協議会で障がいのある子どもたちについて繋がっていますが、将来的には、子どもの減少も踏まえて 全ての子どもに関して繋げる方向にしているのか どうかということです。

三点目ですが、就学相談委員会の名称を県と同様に就学支援委員会に替えていきたいと考えております。以上です。

○高野村長

それでは、一点目の子育て支援センターや児童館についてですが、私の基本的な考え方では、今、この時期に箱物は作りたくありません。箱物を作るには、借金が必要ですが、将来的には若い人たちは大分少なくなってしまう。その皆さんに負担を残していったいいのかという思いがありますので、今ある施設を活用しながら、「ひだまり」や「学舎」を使った児童館事業を行ってもいいのではないかという思いです。その時々で地域の皆さんや子育て世代が何を求めているのかを的確に把握しながら、出来る範囲でやっていかなければいけないと思っております。子育ては大事だと思いますが、そのために子どもたちに借金を残すということはしたくないという思いがあります。

二点目、三点目でございますが、この委員会が目指すところはどこなのかを皆さんで再確認していただいて、それをやることで新たな負担ができ、そのために本来やらなければいけないことができなくなるということであれば、考え直さなければいけないと思います。本来の目的を考えて進めるべきことなのではないかと思います。

その他に、何かございましたらお願いいたします。

○中條委員

麻績村の今後について、村長からお話が出ておりますが、一番は若者定住に力を入れていかなければいけないということだと感じました。そのために教育の充実、そして子育て支援の充実。これらは、必ず取り組んでいかなければならないことだと思います。先程、決算についてお話がありましたが、やはり必要などころには予算をしっかりといただき、また私たち自身がコスト意識をしっかりと持ち 検討してい

なければいけないと感じました。ありがとうございました。

○高野村長

改めて、塚原委員さんは何かございますか・

○塚原委員

村に新しい人が移ってきても、どんな人が来たのかの情報を館報に掲載したら どうかと考えたりするのですが、どうでしょうか。例えば、小学校では新しい児童が転入してきた時、保護者におたよりでお知らせしたりしますが、村全体に発信する部分がありませんので、そういったことができればいいと思います。

○高野村長

もしできれば、館報の方で「こんにちは、新住民です。」というような企画を転入してきた方にインタビューなどをして行っていくというのはどうでしょうか。

○飯森教育長

非常に難しい問題だと思います。学校の方に転入生が来るということで、こちらには情報が入ってきますが、誰が転入したというのは公表できませんので、本人の確認が必要ですが、確認するにも「どこから情報がいったのか」という問題が起こりかねませんので、厳しいように感じます。

○坂野委員

以前、ある村に移った時に、写真とインタビューで館報に掲載してもらったことがあります。

○飯森教育長

分館の会議などで「地区の中に新しい人が来たというような情報をいただけませんか。」と話を進めていくような形で進めていければいいかもしれませんので、検討していきましょう。

○高野村長

それでは、他にご意見等ございませんか。

(なし)

よろしいでしょうか。それでは、次に進ませていただきます。

9 その他

○高野村長

それでは、最後にその他に何かございますか。

(なし)

よろしいでしょうか。それでは、以上で終わりますが、閉会を教育長からお願いいたします。

10 閉会

○飯森教育長

長時間にわたり、ご協議いただきましてありがとうございました。また、次回に向けて訂正する中で皆様にお諮りしたいと思いますので、よろしくをお願いいたします。以上で、第1回麻績村総合教育会議を閉じさせていただきます。ありがとうございました。

(会議閉会 午後3時17分)